

四日市市告示第 468 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和8年 7 月 22 日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整 理 番 号	路線名	起 点 終 点	幅員 (m)	延長 (m)
1	小古曽東34号線	小古曽東三丁目2238-13 小古曽東三丁目2238-18	6.0～13.6	160.8
2	采女116号線	采女町字花ノ木928-3 采女町字花ノ木928-5	6.0～9.7	50.1
3	蒔田40号線	蒔田二丁目131-1 蒔田二丁目131-5	6.0～9.5	42.6
4	西阿倉川111号線	大字西阿倉川字北山1738-8 大字西阿倉川字北山1739-37	6.0～9.8	58.8